

令和4年度

財政援助団体等監査結果報告書

(公益財団法人愛媛民芸館)

西条市監査委員

目 次

令和4年度財政援助団体等監査の結果について	1
第1 監査の対象	2
第2 監査の期間	2
第3 監査の着眼点	2
第4 監査の実施内容	2
第5 監査の結果	2
1 公益財団法人愛媛民芸館に対する指定管理料について	3

西 監 第 1 0 8 号
令和5年3月22日

西条市長	玉 井 敏 久 殿
西条市議会議長	坪 井 剛 殿
西条市教育委員会教育長	伊 藤 隆 志 殿

西条市監査委員	東 元 道 明
西条市監査委員	一 色 輝 雄

令和4年度財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項及び西条市監査基準第2条第1項第3号の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、地方自治法第199条第9項及び西条市監査基準第14条第1項の規定に基づき、その結果を次のとおり報告します。

令和4年度財政援助団体等監査結果

第1 監査の対象

令和3年度に財政援助を行った団体のうち、次の団体に対する指定管理料について監査を実施した。

監査対象団体	指定管理施設の名称	所管部署
公益財団法人愛媛民芸館	西条郷土博物館・五百亀記念館	教育委員会事務局社会教育課

第2 監査の期間

令和5年1月23日から令和5年2月22日まで

第3 監査の着眼点

- (1) 指定管理料や指定管理の内容等は協定書等により明確になっているか。
- (2) 実績報告書のほか、帳簿、領収書、通帳等により履行確認が行われているか。
- (3) 指定管理料の使途は適切か。
- (4) 出納関係帳票や領収書等の証拠書類の整備は適正に行われているか。
- (5) 指定管理料で購入した物品等の管理は適正か。

第4 監査の実施内容

団体及び所管部署から関係書類等の提出を求め、関係諸帳簿等を調査・照合し、必要に応じて関係者へ聞き取りを行ったほか、出納関係帳票の整備の状況等について関係者に出席を求め、質疑応答による監査を実施した。

第5 監査の結果

監査の結果、団体に交付された指定管理料に係る出納その他の事務は、おおむね適正に執行されていることを確認した一方で、改善又は検討を要する事項も見受けられた。軽易な指摘事項については、その都度指示、指導を行い、改善又は検討を求めた。

なお、団体及び所管部署においては、指示、指導を行ったため記述を省略した軽易な事項に関しても留意し、引き続き適正な事務の執行に努められたい。

団体等の監査結果は次のとおりである。

1 公益財団法人愛媛民芸館に対する指定管理料について

- (1) 指定管理施設 西条郷土博物館・五百亀記念館
- (2) 指定管理団体 公益財団法人愛媛民芸館
- (3) 指定管理料 18,415,000 円
- (4) 支出年月日及び金額 令和3年 5月 7日 18,415,000 円
- (5) 支出根拠 西条市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例
管理に関する基本協定書・年度協定書
- (6) 公益財団法人愛媛民芸館に関する指摘事項

整然と関係書類が分かりやすく綴られており、全般的には適切に会計処理が行われていた。

ア 規約等について

基本協定書等で規定されている報告書等は、作成し担当課に提出の上、控えを綴るようされたい。

イ 収入・支出関係事務について

予算執行整理簿等の記載方法や領収書の確認等、適正な出納事務を行うよう努められたい。

ウ 一般事務等について

押印が必要な書類には必ず押印されたい。

(7) 教育委員会事務局社会教育課に関する指摘事項

ア 全般について

概ね適切に行われていたが、收受印を押印する必要がある文書には、必ず押印をされたい。また、公金収納に係る事務の委託については、毎年度、西条市会計規則に規定されているように公表を行われたい。

イ 指定管理事務について

提出書類については、漏れのないようにし、期限等を守るよう適切な指導を行うようされたい。